

石川県農林総合研究センター

研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱

制定 平成29年3月24日 農研第2422号

(目的)

第1条 この要綱は、石川県農林総合研究センター（以下「センター」という。）が行う研究活動において、不正行為及び不正使用の防止及びそれらの疑いが生じた場合の調査等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

2 「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など等発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ及び利益相反をいう。

ただし、適切な方法により正当に得られた研究成果が、結果的に誤りであった場合は、不正行為には該当しない。

- (1) 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (2) 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (3) 「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- (4) 「二重投稿」とは、他の学術誌に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。
- (5) 「不適切なオーサーシップ」とは、論文著者が適正に公表されないことをいう。
- (6) 「利益相反」とは、ある行為により一方の利益になると同時に他方への不利益になることをいう。

3 「不正使用」とは、実態を伴わない旅費、給与又は謝金の請求、架空請求に係る業者への預け金等、虚偽の書類によって法令及び県の規程等に違反した研究資金の使用、研究資金の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに付された条件に違反した使用をいう。

4 「不正行為等」とは、第2項に定義する「不正行為」及び第3項に定義する「不正使用」を合わせたものをいう。

5 「競争的資金等」とは、次の各号に掲げる研究資金をいう。

- (1) センター又はセンターに所属する研究者が研究テーマを設定して申請し、国又は国が所管する独立行政法人、財団法人等（以下「国等資金配分機関」

という。) の審査を経て交付される研究資金

(2) 国等資金配分機関が特定の研究課題を示して公募する事業において、採択を受けた研究者又はグループの所属機関と資金配分機関との間で委託契約が結ばれる研究費(再委託契約によるものも含む。)

6 「センター職員」とは、センターに所属する研究職員をはじめ、センターに勤務する全ての職員をいう。

7 「研究職員等」とは、センターに所属する全ての研究職員(兼務職員を含む)及び研究活動の経費の支出等を行う職員をいう。

8 「科学コミュニティ」とは、科学研究等を通じて真実の探求を行い、新たな知を創造するためのコンソーシアムや学会等の組織をいう。

(責任と権限)

第3条 センター所長は、センターの研究活動を統括し、研究活動における不正行為等への対応について責任を負うものとする。

(行動規範の遵守)

第4条 センター職員は、「石川県農林総合研究センター職員行動規範」(平成29年3月24日付農研第2420号)を遵守しなければならない。

(誓約書)

第5条 センター職員は、別紙様式1号により、自署での「石川県農林総合研究センター研究活動に係る誓約書」をセンター所長に提出しなければならない。

(研究倫理意識の向上)

第6条 センター所長は、研究職員等に対し、研究倫理の向上及び不正行為等の発生防止のための研修会(以下「研修会」という。)を定期的に実施しなければならない。

2 研究職員等は、毎年度、研修会に参加しなければならない。

3 センター所長は、研修会に参加できなかった研究職員等に対し、別途研修する機会を与えなければならない。

(研究データ等の保存及び開示)

第7条 研究職員等は、研究活動で得られた論文、報告、研究成果資料、生データ、実験・観察ノート等及び必要に応じて試料や研究装置等(以下「研究データ等」という。)について、別に定める「研究データ等の保存に関するガイドライン」(平成29年3月24日付農研第2425号)に基づき、適切に保存しなければならない。

2 研究データ等については、公表前の研究データや論文又は技術上秘密とすべき情報等を除き、石川県情報公開条例(平成12年12月19日条例第46号)(以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開請求に対し、原則として開示するものとする。

(不正防止計画の策定・実施)

- 第8条 センター所長は、不正行為等の防止に関してセンターが優先的に取り組む事項を定める不正防止計画を策定しなければならない。
- 2 農業試験場企画調整室は、不正防止計画の推進、とりまとめを行い、センターにおける不正防止に関する取組について情報発信を行う。
 - 3 センター所長は、各試験場長（砂丘地農業研究センター所長、畜産試験場長、林業試験場長）、管理部長、総合研究部長、各試験場副場長、農業試験場企画調整室を指揮し、不正防止計画に基づき不正行為等の防止に係る具体的な対策を実施するものとする。
 - 4 各試験場長及び副場長は、自己の管理監督する試験場等において、前項に規定する具体的な対策を実施し、必要に応じて改善指導を行う。また、それらの実施状況についてセンター所長に報告しなければならない。
 - 5 センター所長は、不正防止計画の実施状況等を踏まえ、定期的に不正防止計画を見直すとともに、研修会の内容に反映させるものとする。

(不正行為等に関する告発)

- 第9条 不正行為等に関する相談及び告発を受け付ける窓口（以下「告発窓口」という。）は管理部長とする。ただし、管理部長が利害関係を持つ事案である場合は、センター所長に、相談又は告発するものとする。
- 2 センター所長は、ホームページ等を通じて告発窓口を公表するものとする。
 - 3 不正行為等があると思料する者は誰でも、告発窓口に相談及び告発することができる。
 - 4 不正行為等の相談は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談によることができる。また、告発は、告発内容や告発者の秘密を保持するため、書面又は面談によるものとする。
 - 5 告発窓口が相談や告発を受ける場合は、個室での面談や、電話や電子メールなどは、窓口となる職員以外は見聞できないようにするなど、秘密を保持するため適切な方法を講じなければならない。
 - 6 告発窓口は、告発者が告発する意思があり顕名の場合は、告発者の住所、氏名、所属、連絡先、研究者等の不正行為等の態様について聞き取りし、告発された不正行為等がセンター職員に係るものであり、信憑性が高い場合について告発を受付するものとする。なお、受付にあたり本条第10項第1号から5号について、告発者又は代理人（以下「告発者等」という。）に伝えなければならない。
 - 7 告発窓口は、告発の意思を明示しない相談については、その内容を確認、精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して、告発の意思があるか否かを確認するものとする。
 - 8 告発窓口は、告発者等が匿名の場合及び告発の意思を明示しない場合について、センター職員等の不正行為等の態様が明らかにされ、証拠書類等が添付されるなど、信憑性が高い場合は、告発の受付を行うものとする。
 - 9 報道、会計検査院、科学コミュニティにより、不正行為等の疑いが指摘された場合、不正行為等の疑いがインターネット上に掲載されていた場合及び他の組織・

機関等からの不正行為等の調査依頼及び告発が回付された場合は、受付窓口に告発があつたものとして受付を行うものとする。

10 告発窓口は、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属するセンター、部局、県に不利益を与えることを目的とする意思（以下「悪意」という。）に基づく告発を防止するため、以下の各号について、第2項による告発窓口の公表と合わせて公表するものとする。

- (1) 不正行為に係る告発は、不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること。
- (2) 不正使用に係る告発は、不正とする客観的な証拠等を示すことが必要であること。
- (3) 告発を受付し、調査を要する場合、告発者等に調査の協力を求めることがあること。
- (4) 調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者等の氏名の公表、所属する組織・機関へ通知、懲戒処分、刑事告発があり得ること。
- (5) 共同研究等で被告発者がセンター以外の組織・機関に及ぶ場合、当該機関に対し告発された内容等について、情報提供を行うこと。

11 石川県は、告発者等が石川県職員の場合、悪意に基づく告発など相当な理由なしに、単に告発したことのみをもって、告発者等の職務を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な処分をしてはならない。

（報告及び記録）

第10条 告発窓口は、不正行為等に関する告発を受付した場合は、別紙様式2により、速やかにセンター所長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 センター所長は、告発を受けた事案の内容が共同研究等でセンター以外に及ぶ場合は、別紙様式3により、該当する組織・機関の長に告発があつた旨の通知を行うものとする。

3 告発窓口は、不正行為等に関する告発を受付した事案について、別紙様式4により、その手続き状況を記録を行うものとする。

（予備調査）

第11条 告発窓口から報告を受けたセンター所長は、告発内容について予備調査が必要と認めたときは、速やかに報告された事案を所管する試験場の場長、農業試験場にあっては、総合研究部長に予備調査を指示するものとする。ただし、当該事案が試験場の場長等に係るものである場合は、センター所長は、当該試験場の副場長等に指示するものとする。

2 センター所長から予備調査の指示を受けた者（以下「予備調査者」という。）は、当該事案の信憑性について予備調査を実施し、指示を受けた日から10日以内にその結果を別紙様式5によりセンター所長に報告しなければならない。

3 予備調査者は、やむを得ない事情により、予備調査の報告期限までに完了でき

ないときは、事前に、予備調査の延長期間、延長する理由をセンター所長に申し出て、承諾を得なければならない。

(調査の実施等)

第12条 センター所長は、告発窓口が受付した事案について、告発された内容及び予備調査を行った場合はその調査結果を踏まえて、告発を受付した日から30日以内に調査の要否を決定するものとする。

- 2 センター所長は、調査の要否を決定した場合、農林水産部長へ速やかに報告するほか、告発者等に対し別紙様式6により、被告発者に対し別紙様式7により、共同研究等で被告発者がセンター以外に及ぶ場合はその該当組織・機関の長に対し、別紙様式8により、調査を実施する旨の通知する。
- 3 センター所長は、調査を要すると決定し、相当の理由があるときは、第15条に定める事実の認定前であっても、当該事案に係る支出を停止することができる。

(調査委員会の設置)

第13条 センター所長は、前条第1項に基づき調査を要すると決定した場合は、不正行為等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を速やかに設置し、調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、原則として4名以上で構成し、委員は、センター所長、管理部長、総合研究部長、生産流通課課長補佐（事務総括）及び当該事案の場長、副場長とし、委員長はセンター所長をもって充てる。ただし、告発者等、被告発者及び当該事案に利害関係を持つ者が委員がいる場合は、委員長は、当該者を委員から除外するものとする。

(不正行為等における調査の方法等)

第14条 調査委員会が行う不正行為の調査は、告発があった研究に係る論文、生データ、実験・観察ノート等、盗用が疑われる場合は盗用のもととなった論文等、各種資料の精査、告発者等、被告発者及び関係者への聞き取り並びに必要に応じ再現実験により行う。

- 2 調査委員会が行う不正使用の調査は、告発があった研究資金等の不正使用に係る資料の精査、告発者等、被告発者及び関係者への聞き取りにより行う。
- 3 調査委員会は、調査の実施及び証拠の保全のため、必要最小限の範囲・期間において、調査に必要な施設、機器及び薬剤、簿冊等の使用を中止させることができる。
- 4 調査委員会が必要と認めた場合は調査対象に、告発された事案に係る研究のほか、その他の研究についても含めることができる。
- 5 調査に携わる者は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報について、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいしてはならない

い。

- 6 上記に掲げるほか、調査委員会における調査方法については、不正行為等の態様等に応じて、調査委員会において定めるものとする。

(事実の認定)

第15条 調査委員会は、調査開始後、150日以内に調査結果をとりまとめ、次の各号に掲げる事項の認定（以下「事実の認定」という。）を行う。

- (1) 不正行為等が行われたか否か
- (2) 不正行為等が行われたと認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の程度、不正使用の相当額等
- (3) 不正行為等が行われていないと認定した場合は、告発等が悪意に基づくものであったか否か

2 調査委員会は、不正行為等の事実の認定を行うときは、調査によって得られた証拠等を踏まえ、客観的に不正行為等の事実及び故意性等を総合的に判断しなければならない。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為等と認定してはならない。

3 調査委員会は、不正行為等の事実が有ると認定しようとする場合は、事前に被告発者に、別紙様式9により口頭又は書面による弁明の機会を与え、その弁明の内容を踏まえた上で、認定を行わなければならない。

4 調査委員会は、不正行為等の事実が無いと認定する場合で、当該事案の告発が悪意に基づくものであると認定しようとする場合は、事前に告発者等に、別紙様式10により口頭又は書面による弁明の機会を与え、その弁明の内容を踏まえた上で、認定を行わなければならない。

(認定結果の通知等)

第16条 センター所長は、調査委員会が前条より事実の認定を行った場合は、速やかに農林水産部長に報告するとともに、告発者等及び被告発者に対し、別紙様式11により、共同研究等で被告発者がセンター以外に及ぶ場合はその該当組織・機関の長に対し別紙様式12により通知するものとする。

(異議申立)

第17条 前条による通知を受けた告発者等及び被告発者は、事実の認定の内容に異議があるときは、正当な理由を付したうえで、書面によりセンター所長へ異議申立を行うことができる。

2 異議申立は、前条による通知の発送の日から20日以内に、告発窓口へ提出されなければならない。なお、その期限内にあっても、異議申立を繰り返し提出することはできないものとする。

- 3 異議申立が期限内に行われない場合は、本要綱における当該事案の事実の認定が確定するものとする。
- 4 センター所長は、告発者等及び被告発者から同条第1項により異議申立があつた場合は、速やかに農林水産部長に報告するとともに、異議申立の内容の審査等を行う審査委員会を設置する。

(審査委員の任命)

- 第18条 審査委員会は、3名以上で構成し、委員長は、センター所長をもって充てる。委員は、異議申立の内容を踏まえ、委員長が任命を行う。
- 2 審査委員会は、委員の半数以上を外部有識者とし、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者で構成されなければならない。
 - 3 委員長は、委員を任命した場合、別紙様式13により、告発者等及び被告発者に委員名を通知するものとする。
 - 4 告発者等又は被告発者は、通知された委員について告発者等又は被告発者と直接の利害関係を有するなど、正当な理由がある場合は、その証拠書類等を付した上で、書面により審査委員長へ異議申立を行うことができる。
 - 5 異議申立は、本条第3項の通知の発送の日から10日以内までに、告発窓口へ提出されなければならない。
 - 6 委員長は、第4項により異議申立があつた場合は、異議申立の趣旨、理由等を勘案し、審査委員の再任命を行うか否かについて速やかに決定し、その内容について別紙様式14により、告発者等及び被告発者に再通知を行う。
 - 7 前項により、再通知された委員に対し、告発者等又は被告発者からの異議申立については、同条第4項から第6項を準用する。ただし、この場合準用する第5項の「本条第3項」を「本条第6項」と読み替えるものとする。

(審査委員会)

- 第19条 審査委員会は、異議申立の内容を審査し、その趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定を行い、別紙様式15により、その結果について、告発者等及び被告発者に通知するものとする。
- 2 審査委員会は、再調査を要すると決定した場合は、異議申立者に対し、異議申立の根拠資料や証拠など事実の認定を覆すに足る資料について期限を定めて提出を求めるものとする。なお、異議申立者から期限内に資料が提出されない場合は、再調査を行わず、又は打ち切ることがある。
 - 3 審査委員会は、異議申立について再調査を要すると決定した場合は、調査委員会に再調査を指示し、調査委員会は、決定の日から30日以内に再調査の結果をとりまとめ、審査委員会に報告するものとする。
 - 4 審査委員会は、前項の報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、異議

申立のあった事実の認定について、再認定を行う。なお、再認定の結果をもって、本要綱における当該事案の事実の認定を確定するものとする。

- 5 審査委員会は、事実の認定を再認定するにあたり、不正行為等の事実が「無い」から「有る」に変更しようとする場合は、被告発者に、別紙様式16により、また、悪意に基づく告発であると「認められない」から「認める」に変更しようとする場合は、告発者等に別紙様式17により、事前に、口頭又は書面による弁明の機会を与え、その弁明の内容を踏まえた上で、再認定を行わなければならない。
- 6 センター所長は、審査委員会が第5項により再認定を行った場合は、速やかに農林水産部長に報告するとともに、告発者等及び被告発者に対し、別紙様式18により、共同研究等で被告発者がセンター以外に及ぶ場合はその該当組織・機関の長に対し別紙様式19により通知するものとする。

(事実の認定の公表等)

第20条 当センターは、第17条第3項又は第19条第4項に基づき、事実の認定が確定した場合、調査結果について次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 不正行為等が行われたとの認定した事案は、速やかに第15条第1項の各号に定める事項について、調査結果を公表するものとする。
 - (2) 不正行為等が行われなかつたとの認定した事案は、原則として調査結果を公表しないものとする。
 - (3) 前号にかかわらず、以下に掲げる事案については、原則として調査結果を公表するものとする。
 - ① 第9条第8項及び第9項により調査を行った事案
 - ② 調査事案が外部に漏えいしていた事案
 - ③ 論文等に故意によるものでない誤りがあった事案
 - ④ 告発が悪意に基づくものと認定した事案
- 2 当センターは、事実の認定が確定する以前に、調査事案が漏えいした場合、告発者等及び被告発者の了解を得たうえで、調査事案の概要等について公表することができるものとする。ただし、告発者等又は被告発者等の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

(不正行為等に対する処分及び名誉回復)

第21条 当センターは、第17条第3項又は第19条第4項に基づき、事実の認定が確定し、石川県職員が次の各号に該当する場合、地方自治法及び地方公務員法並びに石川県の条例、規則及び諸規程に基づき懲戒処分等必要な処置を生産流通課等と協議の上、行うものとする。

- (1) 不正行為等への関与が認定された者
- (2) 告発が悪意に基づくものと認定された当該告発者

(名誉回復等の措置)

第22条 当センターは、第17条第3項又は第19条第4項に基づき、事実の認定が確定し、不正行為等が行われなかつたと認定した場合は、被告発者に不利益が生じないよう次の各号の措置を行うものとする。

- (1) 被告発者に対する名誉を回復する措置
- (2) 被告発者の研究活動等の円滑な再開

(守秘義務)

第23条 センター所長をはじめ、告発窓口、調査委員会委員、審査委員会委員、調査に携わった者は、第20条第1項により公表された事項を除き、不正行為等の調査等に関して知り得た情報について他者に漏らしてはならない。

(記録の保存)

第24条 当センターは、本要綱に基づき作成を行った一連の資料等について、10年間保存するものとし、公表前の研究データや論文又は技術上秘密とすべき情報等を除き、情報公開条例に基づく情報公開請求に対し、原則として開示する。

(その他)

第25条 本要綱は、その運用状況、実施効果等を踏まえ、第1条に規定する目的の達成状況を評価した上で、必要に応じて見直しを行うものとする。

- 2 本要綱に定めるセンター所長と関係者との文書の往復については、原則として、告発窓口を経由するものとする。
- 3 本要綱に定めるもののほか、競争的資金等に係る取扱に必要な事項は、石川県農林総合研究センター競争的資金等の取扱規程（平成29年3月24日付農研第2423号）に定める。
- 4 本要綱に定めるもののほか、不正行為等の防止及び調査等に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成29年3月24日から施行する。

(別紙様式1)

農林総合研究センター研究活動に係る誓約書

石川県農林総合研究センター所長
○ ○ ○ ○ 様

平成 年 月 日

氏名（自署）

私は、農林総合研究センターの研究活動において、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 法令、条例、研究活動にかかる要綱、規程、競争的資金等の規則等を遵守すること。
- 2 石川県農林総合研究センター職員行動規範を遵守すること。
- 3 研究活動において不正行為を行わないこと。
- 4 研究費の不正使用を行わないこと。
- 5 規則等に違反して、不正行為等を行った場合は、国、県、競争的資金等の配分機関等により処分を受け、法的な責任を負うこと。

(別紙様式2)

不正行為等の告発受付記録

受付日時	年 月 日 :		
受付窓口	職名	管理部長	氏名
告発の方法	書面 ・ FAX ・ 電子メール ・ 電話 ・ 面談 その他 ()		
告発者情報 〔代理人の場合は、告発者本人及び代理人それぞれの情報を記載すること。〕	区 分	顕名 ・ 匿名 ・ 報道等（インターネット）	
	住 所		
	ふりがな		
	氏 名		
	所 属		
	連絡先		
研究活動の不正行為等の態様			
研究活動の不正行為等を示す証拠 等	書類の有無	書類あり ・ 書類なし	
	書類の名称と内容及び頁数		
	書類の信憑性について	あり ・ なし	

(別紙様式3)

番 号
年 月 日

(被告発者の所属する組織・機関の長) 様

農林総合研究センター所長

不正行為等の疑義にかかる受付について

このことについて、当センター所属 【被告発者名①】 並びに 【被告発者の所属する組織・機関の名称】 に所属する 【被告発者名②】 氏の不正行為等の疑義について告発があり、別紙のとおり受付を行いましたので、石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱第10条第2項の規定に基づき通知します。

なお、今後、当センターにおける調査の実施の要否、事実の認定等について石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱に基づき、情報提供を行うこととしております。

(別紙様式4)

不正行為等の告発事務手続記録簿 (1/2)

区分 (条文)	様式等	概要
受付番号	—	
不正行為等の告発の受付日 (10条1)	様式2	年月日
センター所長への報告日 (10条1)		年月日
他の機関の長への受付の通知 (10条2)	様式3	年月日
予備調査指示日 (11条1)	—	年月日
予備調査を指示した試験場名称	—	
予備調査期限(11条3)	—	年月日
予備調査期限延長願 (11条3)	—	年月日
予備調査延長期限	—	年月日
予備調査結果報告書 (11条2)	様式5	年月日
調査の要否決定期限		年月日
調査の要否決定日		年月日
本調査の要否 (12条1)		要・否
農林水産部長へ報告 (12条2)		年月日
告発者等への通知 (12条2)	様式6	年月日
被告発者へ通知 (12条2)	様式7	年月日
他の機関の長へ通知 (12条2)	様式8	年月日
不正行為等調査委員会の設置 (13条1)		年月日
調査委員名 (13条2)		委員長： 委員：
被告発者へ弁明機会の付与 (15条3)	様式9	年月日
告発者へ弁明機会の付与 (15条4)	様式10	年月日

不正行為等の告発事務手続記録簿（2/2）

区分（条文）	様式等	概要
事実の認定（15条1）		年 月 日
農林水産部長へ報告（16条1）		年 月 日
告発・被告発者へ通知（16条1）	様式11	年 月 日
他の機関の長へ通知（16条1）	様式12	年 月 日
異議申立期限（17条2）		年 月 日
異議申立日（17条1）		年 月 日
農林水産部長へ報告（17条4）		年 月 日
審査委員会の設置（17条4）		年 月 日
審査委員名（18条1）		委員長： 委員：
告発・被告発者へ委員名通知（18条3）	様式13	年 月 日
委員選任異議申立日（18条4）		年 月 日
告発・被告発者へ委員再任命通知（18条6）	様式14	年 月 日
再調査の要否（19条1）		要・否
再調査の要否決定日		年 月 日
告発・被告発者へ通知（19条1）	様式15	年 月 日
根拠資料等の提出期限		年 月 日
被告発者へ弁明機会の付与（19条5）	様式16	年 月 日
告発者へ弁明機会の付与（19条5）	様式17	年 月 日
事実の再認定（19条4）		年 月 日
農林水産部長へ報告（19条6）		年 月 日
告発・被告発者へ通知（19条6）	様式18	年 月 日
他の機関の長へ通知（19条6）	様式19	年 月 日
事実の認定の公表（20条1）		年 月 日

(別紙様式5)

番 号
年 月 日

農林総合研究センター所長 様

○○試験場長（又は副場長）
○ ○ ○ ○

不正行為等の疑義にかかる予備調査結果報告書

○○試験場の研究活動に関する不正行為等の告発について、センター所長から指示のあった予備調査を実施したので、石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 不正行為等の態様

○○○○

2 告発の信憑性とその理由

○○○○

(別紙様式6)

番号
年月日

(告発者等名)様

農林総合研究センター所長

不正行為等の疑義にかかる調査の要否の決定等について

年月日に受付を行いました、貴殿より告発がありました【被告発者名】氏の不正行為等の疑義における調査の要否について、下記のとおり決定しましたので、石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱第12条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 告発された不正行為等の概要

○○○○

2 調査の要否

本事案について、調査を要（する・しない）。

3 調査を要（する・しない）理由

○○○○

→ 以下、調査を行う場合記載

4 調査を行う委員名

委員長 石川県農林総合研究センター所長 ○ ○ ○ ○

委員

5 調査の予定期間

○○年○○月○○日から○○年○○月○○日まで

6 調査に対する協力

今後調査するにあたり、事情徴収や不正行為等の証拠となる資料等の提出などをお願いすることがありますので、その際にはご協力を願いいたします。

(別紙様式7)

番号
年月日

(被告発者名)様

農林総合研究センター所長

不正行為等の疑義にかかる調査の要否の決定等について

年月日(受付日記載)に、【被告発者名】氏の研究活動において不正行為等の疑義があるとの告発があり、本事案の調査の要否について、下記のとおり決定したので、石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱第12条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 告発された不正行為等の概要

○○○○

2 調査の要否

本事案について、調査を要(する・しない)。

3 調査を要(する・しない)理由

○○○○

→ 以下、調査を行う場合記載

4 調査を行う委員名

委員長 石川県農林総合研究センター所長 ○ ○ ○ ○

委員

5 調査の予定期間

○○年○○月○○日から○○年○○月○○日まで

6 本調査に対する協力

調査にあたっては、調査委員会の求めに応じて、必要な資料提供、質疑応答、研究資材・労務の提供等、誠意をもって協力しなければならない。

(別紙様式8)

番号
年月日

(被告発者の所属する機関の長)様

石川県農林総合研究センター所長

不正行為等の疑義にかかる調査の要否の決定等について

年月日【←受付日記載】に、石川県農林総合研究センターと共同で行っている研究活動において、当センターに所属する【被告発者名①】並びに【被告発者の所属する機関名称】に所属する【被告発者名②】氏に不正行為等の疑義があるとの告発がありました。

このため、本事案の調査の要否について検討した結果、下記のとおり決定しましたので、石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱第12条第2項の規定に基づき通知します。

なお、当センターが【被告発者名②】氏を調査することはありませんので、念のため申し添えます。← 調査を要する場合記載

記

1 告発された不正行為等の概要

○○○○

2 調査の要否

本事案について、調査を要（する・しない）。

3 調査を要（する・しない）理由

○○○○

→ 以下、調査を要する場合記載

4 情報の提供

本事案の当センターに所属する被告発者に対する調査結果等については、石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱に基づき、情報提供を行うこととしております。

(別紙様式9)

番 号
年 月 日

(被告発者名) 様

農林総合研究センター所長

不正行為等の疑義にかかる弁明の機会の付与について

年 月 日 (受付日記載) に、【被告発者名】氏の研究活動において不正行為等の疑義があるとの告発があり、本事案の調査を行ったところ、下記のとおりの事実が認められました。

つきましては、石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱第15条第2項の規定に基づき弁明の機会を付与しますので、通知します。

記

予定される事実の認定	不正行為等が有ると認定
不正行為等の内容	1 不正行為等の内容 ○○○○ 2 不正行為等に関与した者とその関与の程度 ○○○○ 3 不正使用した相当額 ←不正使用の場合記載 ○○○○ 4 その他 ○○○○
弁明の期日及び場所	期日 年 月 日 () 時 場所 ○○○○
弁明の主宰者の職氏名	石川県農林総合研究センター所長 ○○○○
弁明に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	石川県石川県農林総合研究センター管理部 石川県金沢市才田町戊295-1
弁明書による場合の提出先及び提出期限	提出先： 同上 提出期限： 年 月 日 ()

備 考

- 1 あなたは、弁明の期日に出頭して意見を述べ、有利な証拠書類等を提出することができます。また弁明の期日への出頭に代えて弁明の期日までに弁明書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは、この弁明の期日までの間、不正行為等の事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 弁明の当日は、弁明の補佐人とともに出頭することができます。
- 4 あなたが、病気その他やむ得ない理由で出頭できないときは、代理人を出頭させることができます。この場合、別添の代理人選任届を提出願います。

(別紙様式10)

番号
年月日

(告発者等名)様

農林総合研究センター所長

不正行為等の疑義にかかる弁明の機会の付与について

年月日に受付を行いました、貴殿より告発のありました【被告発者名】氏の不正行為等の疑義において調査を行ったところ、そのような事実が無いと認められました。

また、貴殿の告発は、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、被告発者に何らかの損害を与えることを目的とする悪意に基づく告発であると認められました。

つきましては、石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱第15条第4項の規定に基づき弁明の機会を付与しますので、通知します。

記

予定される事実の認定	不正行為等が無いと認定
告発が悪意によるものと、認められる内容及び理由	○○○○
弁明の期日及び場所	期日 年月日() 時 場所 ○○○○
弁明の主宰者の職氏名	石川県農林総合研究センター所長 ○○○○
弁明に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	石川県石川県農林総合研究センター管理部 石川県金沢市才田町戊295-1
弁明書による場合の提出先及び提出期限	提出先: 同上 提出期限: 年月日()

備考

- 1 あなたは、弁明の期日に出頭して意見を述べ、有利な証拠書類等を提出することができます。また弁明の期日への出頭に代えて弁明の期日までに弁明書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは、この弁明の期日までの間、告発が悪意によるものであることを証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 弁明の当日は、弁明の補佐人とともに出頭することができます。
- 4 あなたが、病気その他やむ得ない理由で出頭できないときは、代理人を出頭させることができます。この場合、別添の代理人選任届を提出願います。

(別紙様式9・10・16・17の添付様式)

代 理 人 選 任 届

年 月 日

石川県農林総合研究センター所長 様

住所

氏名

印

年 月 日に行われる弁明については、次の者を代理人に選任したので、届け出ます。

住 所	
氏 名	
職 業	
届出者との 関 係	

弁明の前日までに提出されるか、弁明当日に代理人が提出願います。

(別紙様式1-1)

番号
年月日

(告発者等名)、(被告発者)様

農林総合研究センター所長

不正行為等の疑義にかかる事実の認定について

年月日（受付日記載）に受付を行った【被告発者名】氏の不正行為等の疑義における調査の結果、下記のとおり事実の認定を行ったので、石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱第16条の規定に基づき通知します。

記

1 事実の認定

不正行為等が（行われた・行われなかつた）と認定する。

→ 以下、不正行為等が行われた場合記載

2 事実の認定を行った内容

- (1) 不正行為等の内容 ○○○○
- (2) 不正行為等に関与した者とその関与の程度 ○○○○
- (3) 不正使用した相当額 ○○○○ ←不正使用の場合記載
- (4) その他 ○○○○

→ 以下、不正行為等が行われなかつた場合記載

2 悪意の告発についての認定

今回の告発は、悪意に基づく告発であると（認められる・認められない）。

3 認定の理由

○○○○

4 異議申立

上記の事実の認定及びその内容等に異議がある場合は、年月日（）までに、正当な理由を付した上で、書面により異議申立をすることができます。

なお、異議申立が期限までに無い場合は、本通知の内容で事実の認定が確定しますので、念のため申し添えます。

異議申立の送付先 〒920-3193 石川県金沢市才田町戊295-1
石川県農林総合研究センター 管理部長 あて

(別紙様式1_2)

番号
年月日

(被告発者の所属する組織・機関の長) 様

農林総合研究センター所長

不正行為等の疑義にかかる事実の認定について

年月日(受付日記載)に受付を行った当センター所属【被告発者名①】並びに【被告発者の所属する組織・機関の名称】に所属する【被告発者名②】氏の不正行為等の疑義における調査の結果、下記のとおり事実の認定を行ったので、石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱第16条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 事実の認定

不正行為等が(行われた・行われなかつた)と認定する。

→ 以下、不正行為等が行われた場合記載

2 事実の認定を行った内容

- (1) 不正行為等の内容 ○○○○
- (2) 不正行為等に関与した者とその関与の程度 ○○○○
- (3) 不正使用した相当額 ○○○○ ←不正使用の場合記載
- (4) その他 ○○○○

→ 以下、不正行為等が行われなかつた場合記載

2 悪意の告発についての認定

今回の告発は、悪意に基づく告発であると(認められる・認められない)。

3 認定を行った理由

○○○○

(別紙様式1_3)

番号
年月日

(告発者等名)、(被告発者)様

農林総合研究センター所長

異議申立についての審査委員の任命について

年月日（受付日記載）に受付を行った【被告発者名】氏の不正行為等の疑義について、年月日に事実の認定を通知したところですが、これに対し、【告発者等又は被告発者】氏から異議申立があり、その内容について審査を行い、再調査の実施、事実の認定の変更を行うか否かについて決定を行う審査委員会を設置し、下記のとおり審査委員の任命を行いましたので、石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱第18条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 異議申立の概要

○○○○

2 審査委員名

委員（委員長）石川県農林総合研究センター所長 ○○○○

委員 (職名) ○○○○

委員 (職名) ○○○○

3 審査委員の選任についての異議申立

上記審査委員の選任について、告発者等又は被告発者と直接の利害関係が有するなど、審査委員として不適当である正当な理由がある場合は、その証拠書類を付して、年月日（）までに、書面により審査委員の選任について異議申立を行うことができます。なお、期限までに異議申立が無い場合は、審査委員について異議が無いものとします。

(別紙様式14)

番号
年月日

(告発者等名)、(被告発者)様

農林総合研究センター所長

審査委員の選任についての異議申立について（通知）

年月日付〇〇第〇号で通知を行いました審査委員の選任について、【告発者等又は被告発者】氏から異議申立があり、その内容について検討した結果、下記のとおり決定しましたので、石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱第18条第6項の規定に基づき通知します。

記

1 決定の内容

異議申立を（認める・認めない）。

2 決定の理由

〇〇〇〇

→ 以下、異議申立を認める場合に記載

3 異議申立による審査委員の変更

- (1) 解任 (職名) 〇〇〇〇氏を審査委員から解任する。
- (2) 新任 (職名) 〇〇〇〇氏を新たに審査委員に任命する。

4 審査委員の選任についての異議申立

上記審査委員の選任について、告発者等又は被告発者と直接の利害関係が有するなど、審査委員として不適当である正当な理由がある場合は、その証拠書類をして、年月日（）までに、書面により審査委員の選任について異議申立を行うことができます。なお、期限までに異議申立が無い場合は、審査委員について異議が無いものとします。

(別紙様式15)

番号
年月日

(告発者等)、(被告発者)様

石川県農林総合研究センター
不正行為等審査委員長 ○〇〇〇

不正行為等の疑義にかかる再調査の要否の決定等について

年月日付○〇第〇号で通知を行いました事実の認定について、【異議申立者氏名】氏から異議申立があり、再調査の要否について審査委員会で検討した結果、下記のとおり決定しましたので、石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱第19条第1項の規定に基づき通知します。

記

- 1 異議申立の概要
 - 2 再調査の要否
本事案について、再調査を要（する・しない）。
○〇〇〇
 - 3 調査を要（する・しない）理由
○〇〇〇
-

→ 以下、再調査を要する場合で、異議申立者に対して記載

- 4 情報の提供
再調査にあたり、これまでに提出された資料以外に、異議申立の根拠となる資料、証拠など、事実の認定結果を覆すに足る資料がありましたら、
年月日（）までに、書面にて提出願います。
なお、期限内に資料が提出されない場合は、再調査を行わず又は打ち切ることがありますので、念のため申し添えます。

資料の提出先 〒920-3193 石川県金沢市才田町戊295-1
石川県農林総合研究センター
不正行為等審査委員会 委員長 あて

(別紙様式16)

番 号
年 月 日

(被告発者名) 様

石川県農林総合研究センター
不正行為等審査委員長 ○○○○

不正行為等の疑義にかかる弁明の機会の付与について

年 月 日付○○第○号で通知を行いました事実の認定について、【異議申立者氏名】氏から異議申立があり、本事案について審査委員会で再調査を行ったところ、下記のとおりの事実が認められました。

つきましては、石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱第19条第5項の規定に基づき弁明の機会を付与しますので、通知します。

記

予定される事実の認定	不正行為等が有ると認定
不正行為等の内容	1 不正行為等の内容 ○○○○ 2 不正行為等に関与した者とその関与の程度 ○○○○ 3 不正使用した相当額 ←不正使用の場合記載 ○○○○ 4 その他 ○○○○
弁明の期日及び場所	期日 年 月 日 () 時 場所 ○○○○
弁明の主宰者の職氏名	石川県農林総合研究センター所長 ○○○○
弁明に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	石川県石川県農林総合研究センター管理部 石川県金沢市才田町戊295-1
弁明書による場合の提出先及び提出期限	提出先： 同上 提出期限： 年 月 日 ()

備 考

- 1 あなたは、弁明の期日に出頭して意見を述べ、有利な証拠書類等を提出することができます。また弁明の期日への出頭に代えて弁明の期日までに弁明書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは、この弁明の期日までの間、不正行為等の事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 弁明の当日は、弁明の補佐人とともに出頭することができます。
- 4 あなたが、病気その他やむ得ない理由で出頭できないときは、代理人を出頭させることができます。この場合、別添の代理人選任届を提出願います。

(別紙様式17)

番号
年月日

(告発者等名)様

石川県農林総合研究センター
不正行為等審査委員長 ○○○○

不正行為等の疑義にかかる弁明の機会の付与について

年月日付○○第○号で通知を行いました事実の認定について、【異議申立者氏名】氏から異議申立があり、本事案について審査委員会で再調査を行ったところ、貴殿より告発がありました【被告発者名】氏の不正行為等の疑義についてそのような事実が無いと認められました。

また、貴殿の告発は、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、被告発者に何らかの損害を与えることを目的とする悪意に基づく告発であると認められました。

つきましては、石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱第19条第5項の規定に基づき弁明の機会を付与しますので、通知します。

記

予定される事実の認定	不正行為等が無いと認定
告発が悪意によるものと、認められる内容及び理由	
弁明の期日及び場所	期日 年月日() 時 場所 ○○○○
弁明の主宰者の職氏名	石川県農林総合研究センター所長 ○○○○
弁明に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	石川県石川県農林総合研究センター管理部 石川県金沢市才田町戊295-1
弁明書による場合の提出先及び提出期限	提出先: 同上 提出期限: 年月日()

備考

- 1 あなたは、弁明の期日に出頭して意見を述べ、有利な証拠書類等を提出することができます。また弁明の期日への出頭に代えて提出期日までに弁明書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは、この弁明の期日までの間、告発が悪意によるものであることを証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 弁明の当日は、弁明の補佐人とともに出頭することができます。
- 4 あなたが、病気その他やむ得ない理由で出頭できないときは、代理人を出頭させることができます。この場合、別添の代理人選任届を提出願います。

(別紙様式18)

番号
年月日

(告発者等名)、(被告発者)様

石川県農林総合研究センター
不正行為等審査委員長 ○○○○

不正行為等の疑義にかかる事実の再認定について

年月日付○○第○号で通知を行いました事実の認定について、【異議申立者氏名】氏から異議申立があり、本事案について不正行為等審査委員会で再調査の結果、下記のとおり事実の再認定を行ったので、石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱第19条第6項の規定に基づき通知します。

なお、本再認定をもって当該事案の事実の認定を確定します。

記

1 事実の認定

不正行為等が（行われた・行われなかつた）と認定する。

→ 以下、不正行為等が行われた場合記載

2 事実の認定を行った内容

- (1) 不正行為等の内容 ○○○○
- (2) 不正行為等に関与した者とその関与の程度 ○○○○
- (3) 不正使用した相当額 ○○○○ ←不正使用の場合記載
- (4) その他 ○○○○

→ 以下、不正行為等が行われなかつた場合記載

2 悪意の告発についての認定

今回の告発は、悪意に基づく告発であると（認められる・認められない）。

3 再認定を行った理由

○○○○

(別紙様式19)

番号
年月日

(被告発者の所属する組織・機関の長) 様

石川県農林総合研究センター
不正行為等審査委員長 ○○○○

不正行為等の疑義にかかる事実の再認定について

年月日(受付日記載)に受付を行った当センター所属【被告発者名①】並びに【被告発者の所属する組織・機関の名称】に所属する【被告発者名②】氏の不正行為等の疑義について、年月日付○○第○号で事実の認定を通知したところ、【異議申立者氏名】氏から異議申立がありました。

このため、本事案について不正行為等審査委員会で再調査の結果、下記のとおり事実の再認定を行ったので、石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱第19条第6項の規定に基づき通知します。

なお、本再認定をもって当該事案の事実の認定を確定します。

記

1 事実の認定

不正行為等が(行われた・行われなかつた)と認定する。

→ 以下、不正行為等が行われた場合記載

2 事実の認定を行った内容

- (1) 不正行為等の内容 ○○○○
- (2) 不正行為等に関与した者とその関与の程度 ○○○○
- (3) 不正使用した相当額 ○○○○ ←不正使用の場合記載
- (4) その他 ○○○○

→ 以下、不正行為等が行われなかつた場合記載

2 悪意の告発についての認定

今回の告発は、悪意に基づく告発であると(認められる・認められない)。

3 再認定を行った理由

○○○○